

参考資料

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 新旧対照条文 (抄)

○ 災害対策基本法 (昭和三十六年法律第二百二十三号) (抄) (第一条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正	現行
<p>(市町村防災会議)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき(第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。)は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>(都道府県地域防災計画)</p> <p>第四十条 (略)</p> <p>2 都道府県地域防災計画は、<u>おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。</u></p> <p>一 二 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>(市町村防災会議)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととするとき(第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。)は、都道府県知事に協議しなければならない。</p> <p>5 都道府県知事は、前項の規定による協議に際しては、当該都道府県防災会議の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(都道府県地域防災計画)</p> <p>第四十条 (略)</p> <p>2 都道府県地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の地域に係る防災に関し、<u>都道府県防災会議が必要と認める事項</u></p>